

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱



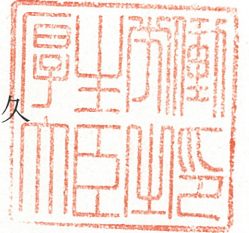
厚生労働省発職 0418 第 1 号

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案
要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 移転費及び広域求職活動費の支給要件の緩和

1 移転費は、雇用保険法第三十三条第一項の規定による給付制限期間（2において「給付制限期間」という。）中に就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなった場合においても支給するものとする。 （第八十六条第一号関係）

2 広域求職活動費は、給付制限期間中に広域求職活動をする場合においても支給するものとする。 （第九十六条第一号関係）

二 教育訓練給付金に係る支給可能期間の延長

妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認める理由により引き続き三十日以上教育訓練を開始することができない者が、管轄公共職業安定所の長にその旨を申し出るることによって、教育訓練給付金を支給できる期間を一般被保険者等でなくなった日から最大で二十年

とするものとする。 (第百一条の二の五関係)

三 専門実践教育訓練給付金の拡充

1 専門実践教育訓練給付金に係る支給要件期間等を三年以上とするものとする。 (第百一条の二の七及び百一条の二の十関係)

2 専門実践教育訓練給付金の額は、受講のために支払った費用の百分の五十 (資格の取得等をしたものについては、百分の七十) とするものとする。 (第百一条の二の七関係)

3 専門実践教育訓練給付金の上限額は、百二十万円 (資格の取得等をしたものについては、百六十八万円) とするとともに、十年間で支給する額は百六十八万円を限度とするものとする。 (第百一条の二の八関係)

四 育児休業給付金の支給延長の要件

雇用保険法第六十一条の四第一項の被保険者の養育する子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合は、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳六か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われ

ない場合等とするものとする。 (第百一条の十一の二の四関係)

五 教育訓練支援給付金の支給対象

教育訓練支援給付金の支給対象は、教育訓練を開始した日が一般被保険者等でなくなった日から四年を超えない者とするものとする。 (附則第二十五条関係)

六 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 職業安定法施行規則の一部改正関係

一 労働条件等の明示

1 職業安定法（以下第二において「法」という。）第五条の三第三項の規定による明示について、同項の厚生労働省令で定める場合は次の表の上欄に掲げる場合とし、同項の厚生労働省令で定める事項は同表の下欄に掲げる事項とするものとする。 (第四条の二第一項及び第二項関係)

場合	事項
求人者の申込みをした公共職業安定所、特定地方	当該特定する従事すべき業務の内容等

<p>公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「紹介求職者等」という。）に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合</p>	
<p>紹介求職者等に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合</p>	<p>当該削除する従事すべき業務の内容等</p>
<p>従事すべき業務の内容等を追加する場合</p>	<p>当該追加する従事すべき業務の内容等</p>

2 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項として、次に掲げるものを追加するものとするこ

と。ただし、(三)に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする者に限るものとする。こと。（第四条の二第三項関係）

(一) 試みの使用期間に関する事項

(二) 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

(三) 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨

3 法第五条の三第一項から第三項までの規定による明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならないものとする。こと。（第四条の二第六項関係）

4 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者は、求職者、募集に応じて労働者となろうとする者又は供給される労働者に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給が終了する日（当該明示に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給が終了する日以降に当該明示に係る

労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存し
なければならぬものとする。 （第四条の二第七項関係）

二 職業紹介事業の許可の有効期間の更新の申請期限

職業紹介事業の許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三
月前までに、職業紹介事業許可有効期間更新申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとす
ること。 （第二十二条第一項関係）

三 取扱職種の種類等の明示等

1 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項として、返戻金制度（その紹介により就職した者
が早期に離職したことその他これに準ずる事由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収す
べき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度をいう。以下同じ。）に関する事
項を追加するものとする。 （第二十四条の五第一項関係）

2 有料職業紹介事業者がその事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示しなければならないものとし
て、返戻金制度に関する事項を記載した書面を追加するものとする。 （第二十四条の五第四項関

係)

四 職業紹介責任者

法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。 (第二十四条の六第二項関係)

五 職業紹介事業者による情報提供

1 職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を提供しなければならないものとする。 (第二十四条の八第三項関係)

事項	内容
イ 当該職業紹介事業者の紹介により就職した者 (以下「就職者」という。) の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結し	前年度の総数及び前々年度の総数 (四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数、前々年度の総数及び前々々年度の総数) に関する情報

<p>た者（以下「無期雇用就職者」という。）の数</p>	
<p>ロ 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数</p>	<p>前年度の総数及び前々年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前々年度の総数及び前々年度の総数）に関する情報</p>
<p>ハ 無期雇用就職者のうち、ロに掲げる者に該当するかどうか明らかでない者の数</p>	<p>前年度の総数及び前々年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前々年度の総数及び前々年度の総数）に関する情報</p>
<p>ニ 手数料に関する事項</p>	<p>その時点における情報</p>
<p>ホ 返戻金制度に関する事項</p>	<p>その時点における情報</p>

2

1にかかわらず、1イに掲げる事項に関する情報については四月一日から四月三十日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報と、1ロ及びハに掲げる事項に関する情報については十月一日から十二月三十一日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報とする

ことができるものとする。 (第二十四条の八第四項関係)

3 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が1口に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に對し、必要な調査を行わなければならないものとする。 (第二十四条の八第五項関係)

4 3にかかわらず、有料職業紹介事業者が、返戻金制度を設けている場合であつて、無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当したものの数を集計する方法により1口に規定する数を集計する場合は、3の調査は、行うことを要しないものとする。 (第二十四条の八第六項関係)

六 労働者供給事業者の許可の有効期間

労働者供給事業の許可の有効期間は三年(許可の有効期間の更新を受けたときにあつては五年)とするものとする。 (第三十二条第三項及び第五項関係)

七 権限の委任

法第四十八条の二の規定による指導及び助言、法第四十八条の三第一項の規定による命令、同条第二

項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表並びに法第五十条第一項の規定による報告徴収及び同条第二項の規定による立入検査に関する権限について、事業の区分に応じて次の表に掲げる都道府県労働局長に委任するものとする。 (第三十七条第一項第七号関係)

事業の区分	権限を委任する都道府県労働局長
<p>法第三十二条の二第一項の無料の職業紹介事業 以外の職業紹介事業</p>	<p>職業紹介事業を行う施設の主たる事務所又は当該施設に求人者の申込みを行う求人者の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長</p>
<p>労働者の募集</p>	<p>職業紹介事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者に求人者の申込みを行う求人者の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長 募集事業所又は募集情報等提供事業を行う者の</p>

	<p>主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長</p>
<p>労働者供給事業</p>	<p>労働者供給事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者から労働者供給を受けようとする者の当該労働者供給に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長</p>

八 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

一 育児休業の延長の要件

労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳六か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合等に、その事業主に申し出ることににより、育児休業をすることができるとするこ

と。(第六条の二関係)

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 雇用対策法施行規則の一部改正

移転費の支給対象者として、特定地方公共団体又は職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就く者を加えるものとする。 (第四条関係)

第五 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

一 求人者の申込みを受理しないことができる場合の追加

青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の厚生労働省令で定める場合に、職業安定法第五条の三第一項から第三項までに違反する行為（以下「違反行為」という。）をし、同法第四十八条の三第三項の規定により公表された場合であつて、報告の求めにより、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと等が確認された場合を追加するものとする。 (第三条第二号関係)

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第六 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成三十年一月一日から施行すること。ただし、第一の四、第二の二及び第三については平成二十九年十月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 検討

厚生労働大臣は、この省令の施行後、教育訓練給付の率及び上限額の水準について、今回の改正前の水準とすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後五年以内に必要な措置を講ずるものとする。（附則第六条関係）

三 その他

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令の規定の整備を行うこと。